

Ⅰ. 平成 28 年度事業計画

平成28年度事業計画

I 策定基調

我が国経済は、政府の成長戦略の着実な実行により、永年続いたデフレ脱却と経済再生に向けてようやく明るい兆しが見え始めたものの、原油価格の下落に伴う産油国の経済低迷や中国を始めとした新興国経済の減速により、景気の先行きは一段と不透明さを増している。

一方、トラック運送業界では、燃料価格は下落しているものの、人手不足は顕著となり、これに伴う人件費や安全機器の導入といったコストの増加により、業界を取り巻く経営環境は依然として厳しいものとなっている。

トラック運送業界はこのような環境下でも、「生活と経済のライフライン」としての公共的使命の達成及び業界の諸課題克服のための諸活動を積極的に推進する。

平成28年度はこれらの現状を踏まえ、最重要課題である事故防止対策として、「事業用トラック総合安全プラン2009」の更なる推進や「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を踏まえた具体的な成果を得るとともに、原価管理による適正運賃収受を推進し、ドライバー人材不足への対応や、安全性優良事業所の認定取得の拡大等、重要な課題に積極的に取り組み、次の事項を重点項目と位置づけ事業を推進していく。

さらに、過去最高を更新した入会促進活動を継続し、業界の地位向上並びに会員サービスの更なる充実を図ることとする。

【重点施策】

- (1) 取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた諸対策の推進
- (2) 事故防止・安全対策の更なる推進
- (3) 高速道路の割引制度を利用した事故防止・労務対策の強化
- (4) 安全性優良事業所（Gマーク）認定取得の拡大
- (5) 未加入事業者の加入促進活動の継続

II 事業計画

1. 総務企画委員会所管事業

(1) 緊急輸送体制整備事業

大規模災害発生時に国や千葉県をはじめとする関係機関からの要請に迅速に対応するため、千葉県トラック協会災害対策本部は、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、会員事業者と連携を強化し、緊急物資支援車両、物流専門家、荷役機器等の迅速な出動態勢を維持・強化するため、協力事業者を対象とした模擬訓練等の実施、さらに大規模災害発生時に千ト協災害対策本部の機能を維持するための備蓄品等の確保を行う。

また、「新型インフルエンザ対策」や「急性悪性家畜伝染病対策」についても、千葉県をはじめとする各関係機関と協力し体制整備を行う。

(2) 輸送サービス事業

①消費者サービスの向上及び輸送相談の実施

引越事業者の格付け基準である「引越事業者優良認定制度（引越Gマーク）」は、1,846事業所（全国）で認定を受けている。今後も良質な引越サービスの提供を行う引越運送事業者の育成のため、引越管理者講習会を実施する。

また、協会本部及び16支部の相談員のレベルアップに努め、引越や宅配便等、消費者サービスに直結する各種輸送相談に対応する。

(3) 経営基盤強化事業

①取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた諸対策の推進

昨今の深刻なドライバー不足を改善するためには、取引環境の改善、労働時間の改善を図り、適正賃金を含むドライバーの待遇改善を図らなければならない。

そのためには、トラック運送事業者、荷主企業、行政機関等が一体となり、具体的な環境整備が必要である。

これら対策を実効あるものとするため、昨年発足した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善千葉県協議会」において具体的検討を行う。平成28年度は、荷主企業とトラック運送事業者の協働による改善事業（パイロット事業）を企画・実施する。

②女性労働力の活用のための環境整備

女性経営者等で構成する「千葉県トラック協会女子部会」を設立し、深刻な労働力不足への対応策の一つとして、女性労働力の活用について検討を行う。

③運送原価の意識向上対策

今後のトラック運送事業を継続的かつ収益力のある産業とするため、事業者一人ひとりが原価意識を持つ必要がある。その一環として中小トラック運送事業者を対象とした原価意識向上セミナーを開催する。

④会員事業者のための経営分析

全日本トラック協会と連携し、会員事業者の経営実態の把握と経営改善の取り組みに資するため、経営分析を行う。

⑤経営基盤強化のための各種研修の開催

優秀な経営者・管理者を育成するために、中小企業大学校の各講座の受講を促進する。また、「次世代経営者研修会」を開催し、若手経営者層を対象に、安全管理・法令遵守・組織管理・計数管理・労務管理等、企業経営に必要な実戦的ノウハウを、修得する場を提供する。

⑥運転免許取得支援対策

労働力確保の一環として、県内指定自動車教習所において、会員ドライバーが取得した大型・中型・けん引運転免許の費用の一部を助成する。

⑦各種技能講習の促進

多様化する物流に対応するため、プロドライバーとして必要なフォークリフトの資格を取得するための技能講習の促進に努める。また、会員事業者の資格取得の拡大を図るため、受講費用の一部を助成する。

⑧信用保証料に対する助成

中小企業の安定的な資金確保に資することを目的に、信用保証協会の信用保証制度を利用

した会員事業者に対し、保証料の一部を助成する。

⑨弁護士並びに社会保険労務士による相談業務

多様化する会員事業者からの相談に対応するため、弁護士並びに社会保険労務士と顧問契約を締結し、事業経営に係る法律問題や労働問題等の相談業務を行う。具体的には、トラック会館で行う労務対策セミナー時の直接面談方式と電話相談形式とする。

⑩各種要望活動

「税制改正」並びに「各年度の予算」に関する要望や「高速道路料金の恒久的な割引」、「営業車の駐車規制緩和」等、各種要望を関係行政機関及び国会議員等に対し行う。

(4) 未加入事業者の加入促進活動の継続

入会促進活動を継続し会員数を増加させることにより、業界の地位向上と、協会の基盤強化並びに会員サービスの更なる充実を図ることとする。

2. 財務・交付金運営委員会所管事業

(1) 財務・会計の企画立案

協会全体の財務・会計に関する諸事項全般及び、予算・決算の総括的審議・検討を行い、理事会に建議及び答申を行う。

(2) 交付金・近代化基金運営事業

運輸事業振興助成交付金を適正かつ円滑に運営するため、各事業の適正執行により、会員事業者へのサービス向上に努め、トラック運送業界の発展に寄与する。

また、業界の近代化・効率化を図るとともに、経営基盤を強化するため、地方近代化基金を活用した融資推薦と利子補給を行う。

3. 事故防止対策委員会所管事業（交通安全対策事業）

(1) 「千葉県トラック協会における事業用トラック総合安全プラン2009」取組みの徹底

平成30年までに千葉県内における事業用トラックが第1当事者の交通事故における死者数を8人以下、人身事故件数を520件以下、飲酒運転ゼロとし、具体的な諸施策の策定・実施・検証を行い、事故防止活動を推進する。

また、車籍別の数値目標、車両1万台当たりの死者数2.0人以下（千葉県では総数12人以下）とする施策も推進する。

平成27年は、前年の死亡事故を含む人身事故が大幅に減少（人身事故650件（△106件）、死者数12人（△7人））したが、引き続き、事業用トラックの事故形態の大半を占める「追突事故」と「交差点事故」防止対策を強化継続する。特に死亡事故については歩行者対トラック事故が多発傾向にあることから、夜間帯における安全速度の励行、ヘッドライトの切り替え運動を促進する。

また、無事故・無違反を競い合う「セーフティドライバーズちば」の参加者拡大や、自動車安全運転センターとの連携による優秀安全運転事業所表彰に係る「運転記録証明書」の積極的な活用を呼びかけ、職場ぐるみの安全運転、事故防止に努める。

(2) 高速道路の割引制度を利用した事故防止・労務対策の強化

高速道路の利用は、事故の削減、環境保全、定時性の確保、ドライバーの労働時間の短縮等、大きな効果が期待できる。このため、「ETC2.0」を有効活用し、輸送ルート of 適正

化による安全対策を推進するとともに、大口・多頻度割引の最大割引率を継続することにより経営の安定化を図る。

(3) 千葉県トラック協会の行う適性診断事業の充実

国の認定機関として、義務付けの適性診断のうち、新規雇用者に対する初任診断と65歳以上の適齢診断を行うとともに、一般適性診断を行う。平成28年度は、適齢診断の回数を増やし、受診しやすい体制整備を行う。

また、新たに事故惹起者を対象とした「特定診断Ⅰ」（重大事故を含む人身事故惹起運転者が対象）を開始したことに伴い、軽微な事故を繰り返すドライバーの対策も行う。

(4) 「追突・交差点事故防止セミナーの開催」及び「追突警報装置」の普及促進の支援

事業用トラックの事故形態の大半を占める追突・交差点事故を防止するため、「追突・交差点事故防止セミナー」を開催するとともに、「追突警報装置」の普及促進に努め、導入費用の一部を助成する。

(5) 運輸安全マネジメント等の構築に向けた支援

「運輸安全マネジメント」の構築を行う会員事業者を支援する目的で、「運輸安全マネジメントセミナー」を開催する。

また、「運輸安全マネジメント」や「リスクアセスメント」等の有効な活用を図るため、外部機関の主催する講習会への参加を促進する。

(6) 「セーフティドライバーズちば」の開催

参加チームごとに123日間の無事故・無違反を競い合う「セーフティドライバーズちば」を県内各運輸交通団体・自動車安全運転センター千葉県支部と共催し、参加事業者・ドライバーの意識高揚を図る。また、期間内の無事故・無違反達成者全チームに対し、協会長表彰を行う。

平成28年度は、前年度の参加状況と交通事故減少の効果を鑑み、参加チームの大幅な拡大に取り組む。

(7) 「運転技能自動評価システム（オブジェ）」受講の促進

「運転技能自動評価システム（オブジェ）」は、実際の運転を行い、ドライバーのくせや運転行動を客観的に判断できる検査機器であり、自らがデータを見ることで安全に対する意識や運転行動に対する苦手部分を振り返り、自分自身で気づき、考え直すシステムである。特に事故惹起運転者・初任運転者に対し効果があることから受講の促進と受講に対する助成を行う。

(8) 研修・サポート室の充実・強化

研修・サポート室の組織強化を図り、出張を含む、各種事故防止研修会を行う。また、会員事業者からの様々な相談に応えるとともに、出張相談によるサポートを行う。併せて、視聴覚教材等の貸出・配布を行う。

①初任運転者教育等の充実

平成29年6月までに、準中型運転免許が創設されることに伴い、国土交通省告示で定める指導及び監督内容を15時間以上実施、運転技能指導も20時間以上実施へと強化されることとなっている。これに対応するため、千葉県警察、自動車教習所等、関係機関・団体等と連携し、初任運転者教育や管理者教育の充実を図る。

②経営者・管理者対象のスキルアップ講習会の開催

環境保全対策として、平成25年度から実施している「グリーン・エコプロジェクト」事業において、参加事業者がエコドライブ活動に取り組んだ結果、環境効果はもとより、交通事故の発生件数及び事故損害金額において、大きな削減効果が得られた。

そこで、「グリーン・エコプロジェクト」事業のうち、交通事故防止を中心とするセミナーを開催し、経営者・管理者を対象に、ドライバーへの社内教育が行える技能習得を行う。

③プロドライバー研修の実施

ドライバー及び管理者に対し、プロとしての技能・知識を習得させるため自動車安全運転センター中央研修所等の専門機関の各種研修の受講促進を図り、受講費用の一部を助成する。

④日常点検・定期点検等の基礎知識習得のための研修会実施

トラック運送事業者の業務である輸送の安全確保を目的に、ドライバー及び管理者を対象に、日常点検・定期点検整備研修会を開催する。

⑤交通事故及び労災事故を防止するための講習会の開催

千葉県トラック協会及び各支部主催による講習会を開催し、交通事故及び労災事故の防止を図る。

⑥危険予知訓練の実施

交通事故・労働災害等あらゆる事故、災害を未然に防ぐため、複数支部主催の危険予知訓練研修会を支援する。

⑦「運行管理者指導講習会（一般講習・基礎講習）」を実施する体制整備

貨物自動車運送事業輸送安全規則で規定する「運行管理者指導講習会」を行うための体制整備を行い、国土交通大臣の認定取得の準備を進める。

⑨ 全国交通安全運動、年末年始輸送安全総点検運動等への参加

春、秋の「全国交通安全運動」「年末年始輸送安全総点検運動」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加する他、「輸送秩序確立運動」や「正しい運転・明るい輸送運動」を展開し、事故防止の意識高揚と輸送の安全確保に万全を期する。

⑩ 事故防止対策

①「交通事故・労働災害」防止大会の開催

トラックに起因する交通事故・労働災害を一件でも減らすため、「交通事故・労働災害」防止大会を開催し、関係法令の遵守、飲酒運転をはじめ最高速度超過、過積載運行、過労運転等の悪質運転の撲滅に努め、経営者・管理者のみならず、ドライバーの積極的な参加を呼びかけ、企業全体での事故防止意識の高揚を図る。

②交通安全適性診断車「ちとらくん」の活用

交通安全適性診断車「ちとらくん」を活用し、一般県民対象の交通安全教室を開催するとともに会員事業者の適性診断受診の利便性の向上を図る。

③安全機器の積極的な導入による安全管理と経費削減の促進

交通事故防止効果・燃料削減効果の高い「ドライブレコーダー」や「デジタルタコグラフ」の普及促進を図る。ドライブレコーダーについては、全会員に対するアンケート結果に基づき、導入をしていない事業者に対する支援として、導入効果及び活用方法を理解してもらう導入支援セミナーを開催するとともに、導入費用の一部を助成する。デジタル

タコグラフについては、装着義務対象車両が拡大されたことから、使用過程車を中心に導入促進を行ない導入費用の一部を助成する。

また、千葉県警察本部と「地域安全に関する協定」を締結したことに伴い、会員事業者のドライブレコーダーの映像提供を行い、交通事故防止や犯罪防止に協力する。

④飲酒運転等悪質違反の撲滅対策

飲酒運転に対する意識改革や点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底、アルコールインターロック装置の活用等、飲酒運転撲滅対策を徹底する。

⑤運行管理者・整備管理者選任後研修会の支援

確実な運行及び整備管理体制を構築するための外部機関の主催する研修会の受講を促進するとともに、受講費用を助成する。

(1) 啓発活動

ポスター・ステッカー等を活用し、交通安全、飲酒運転撲滅、過積載運行禁止等の啓発活動を行う。また、「危険ドラッグ」等、薬物使用に対する危険性を啓発・周知する。さらに、過積載運行、過労運転、スピード超過運行、救護義務違反等の悪質違反の撲滅に努める。

(2) 運転適性診断、運転記録証明書等を利用した安全管理の推進

安全管理のより効果的な実施のため、運転適性診断並びに運転記録証明書の活用を図るとともに、その費用を助成する。さらに希望のある事業者には、運転者のためのバイオリズムを発行し運行管理の一助とする。

(3) 「千葉県トラックドライバー・コンテスト」の実施

プロドライバーとしての安全知識並びに運転技術向上を図るため「千葉県トラックドライバー・コンテスト」を実施する。平成28年度は、開催時期、開催場所等環境整備に努め、大手企業のみならず、意欲のある中小企業のドライバーにも参加を呼びかける。

(4) ドライバーの定期健康診断の受診促進・重大疾病を予防する安全対策の推進

定期的な健康診断を通じてドライバーの健康管理を徹底することは、安全・安心を確保する上で極めて重要である。トラック運送事業における健康に起因する事故を未然に防止するため、定期健康診断の受診促進を図るとともに受診費用の一部を助成する。また、交通事故の発生原因の一つとされる睡眠時無呼吸症候群や心臓病・高血圧等に起因する疾病を早期に発見し、重大事故を未然に防ぐため、無呼吸症候群スクリーニング検査や各支部主催によるドライバー健診の受診を促進する。

4. 環境対策委員会所管事業（環境保全対策事業）

(1) グリーン・エコプロジェクト活動の推進

「グリーン・エコプロジェクト」では、車両ごとに収集した燃費からデータベースを構築し、継続的にエコドライブ活動を推進・支援し、CO₂排出量の削減や、燃費向上に伴う、コスト削減、交通事故の防止等に向けた取組みを展開している。

このプロジェクトに参加している事業者が、環境保全、交通事故防止等に大きな実績を挙げていることから、平成28年度も参加事業者を拡大すべく、説明会の開催を行い、事業の拡大と活動の継続推進を行う。

(2) 低公害車の普及促進

圧縮天然ガス（CNG）自動車・ハイブリッド自動車等の普及促進を図るため、国土交通

省及び全日本トラック協会と協調し、導入費用の一部を助成するとともに、利子補給事業を全日本トラック協会と協調して行う。

(3) 最新規制適合車の普及促進

環境負荷の少ない最新規制適合車への導入費用の一部を助成するとともに、利子補給事業を全日本トラック協会と協調して行う。

(4) 「グリーン経営認証」及び「ISO14001」の普及促進

環境に対する取り組みとして、また、荷主や一般消費者から信頼を得るためにも環境負荷の少ない事業運営のための「グリーン経営認証」及び「ISO14001」の普及促進を図り、新規取得及び更新した事業者へ費用の一部を助成する。

また、取得を目指す事業者に対し、「グリーン経営推進マニュアル」等の参考図書の配布や認証取得のための講習会を開催する。

(5) エコドライブの推進

①省燃費運転講習会の開催

ドライバー及び管理者に対し、エコドライブの知識・技能を修得させ、環境保全を促進する。併せて、燃料消費量を削減し経営改善を図る。

②環境保全のためのアイドリング・ストップ運動

アイドリング・ストップキーホルダーやステッカー等の配布など、各種啓発活動に取り組み、アイドリング・ストップを励行し、CO₂排出量及び燃料消費量の削減に努める。また、アイドリング・ストップに効果のある支援装置（エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置）の導入費用の一部を助成する。

(6) 「トラックの森づくり」事業の普及促進

「トラックの森づくり」事業を推進することにより、トラック運送業界の環境への取り組みを広く一般県民にアピールし、業界のイメージアップに努める。

また、複数自治体との共同実施により、業界のイメージアップをより拡大する。

5. 広報委員会所管事業（広報事業）

(1) 各種媒体を利用した広報

ラジオ・テレビ放送をはじめとする各種メディアを活用し、荷主及び一般消費者等に向けた積極的な広報活動を行ない業界の社会的地位の向上に努める。

(2) 「トラックの日」行事の開催

一般消費者にトラック輸送への理解と関心を深めてもらうため、10月9日を中心に「トラックの日」を各支部において開催し、本部・支部が一体となったイベント等を開催する。併せてマスコットキャラクター「ちとらくん」の着ぐるみを活用し、トラック運送業界のPRや交通安全の啓蒙を行い、業界に対するイメージアップを図る。

また、「トラックの日行事」の一環として、トラック運送業界を身近に感じてもらうことを目的に、県内小学生を対象に「交通安全標語・児童絵画コンクール」を実施する。

(3) 交通安全教室・イベントの開催

県内の小学生を中心とする学童を対象とした交通安全教室の開催と、各警察署とタイアップし、交通安全運動の期間中にイベントを開催する。

(4) **トラック情報千葉の発行**

会員事業者に対し必要な情報を随時提供するため「トラック情報千葉」を月1回発行し、業界の動向や行政当局からの通達・関係法令等、真に役立つ情報を提供する。

(5) **ホームページの充実**

ホームページの内容を充実させ、より有益な情報提供に努める。なお、会員事業者のみならず、一般消費者向けの情報も提供し、トラック運送業界のイメージアップに努める。

(6) **マスコットキャラクター「ちとらくん」の活用及びPR**

親しまれる業界団体を目指し、マスコットキャラクター「ちとらくん」のロゴの入ったグッズを作成すると共に、「ちとらくん」の着ぐるみを各種イベント等の広報活動に活用する。

(7) **その他**

その他広報として、一般消費者及び荷主企業等に対する「安全性優良事業所（Gマーク）」の周知を行う。また、協会未加入事業者に対し、入会するメリットを積極的にPRし、新規会員を拡大する。

6. 適正化事業運営委員会所管事業（貨物自動車運送適正化事業）

千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関は、貨物自動車運送事業法第39条に基づき、トラック運送事業の健全な発展を図るため、業界内の輸送の安全を阻害する行為の防止、及び輸送秩序の確立並びに事故防止等を図るため、法令を遵守した適正な事業を行うよう巡回指導や実態調査等を行う。

なお、実施に当たっては、全国適正化事業実施機関が策定した平成28年度活動指針を踏まえ、巡回指導においては、新規事業所や評価の低い事業所など、優先度に応じた巡回指導を行う。特に今年度は、改正された運転者に対する指導監督指針を周知するとともに、交通事故防止に資する安全教育等に重点を置いた巡回指導を行う。

(1) **巡回指導計画**

【巡回目標1,200事業所】

巡回指導評価基準に基づき、法令遵守と事故防止の推進に努めると共に巡回指導対象事業所の選定においては、千葉運輸支局と調整を図り実施する。

① **通常巡回**

【850事業所】

ア A・B評価（3年以上経過）C評価（2年以上経過）

(400事業所)

イ D・E評価（1年以上経過）

(200事業所)

ウ Gマーク認定申請（新規100、更新150）

(250事業所)

② **フォローアップ巡回（改善報告書未提出者）**

【50事業所】

③ **新規巡回（運輸開始後3か月以内実施）**

【100事業所】

④ **集合指導（霊柩事業者を対象に個別指導）**

【50事業所】

⑤ **特別巡回（支局監査後の改善報告提出・改善告示違反事業所を対象）**

【100事業所】

⑥ **確認調査（所在不明及び支局からの要請による事業所）**

【50事業所】

(2) **Gマーク（安全性評価事業）認定取得事業所の拡大及び広報の充実**

千葉県の会員事業者（1,822社）のうち、602社がGマークを取得しており、平成30年度までに会員事業者の4割に当たる700社の認定取得を目指し、更なる会員事業者の取得の拡大を図る。（会員事業者の内車両数5両以上は、1,750社 平成28年3月31日現在）

千葉県内の事業所における取得については、全3,884事業所のうち1,021事業所が取得して

おり、全体の26.2%に達している。

今後も取得事業所拡大に向け、巡回時にGマーク取得可能なA B評価事業所に対しGマーク取得促進に向けた啓発指導を積極的に行い、更なる取得の拡大に努める。

また、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアを活用し、業界のイメージアップを図るとともにGマークラッピングトラック走行やリーフレット等により荷主企業や業界団体へ積極的に広報を行う。

(3) Gマーク表彰対象事業者の拡大

国土交通省によるGマーク永年（10年）表彰制度が平成26年から開始され、昨年は局長表彰12事業所、支局長表彰27事業所が受賞した。今後も表彰対象事業所に対し、表彰制度の周知及び受賞促進に努める。

(4) 運輸安全マネジメント制度の普及

安全管理体制の構築、安全意識の浸透及び安全最優先の風土の定着を図るため、巡回指導等を通じ運輸安全マネジメント制度の導入を徹底するとともに、平成26年から配布を開始した「運輸安全マネジメント社内掲示用ボード」の積極的活用を促す。

(5) 地方適正化事業実施機関評議委員会の開催

適正化実施機関の中立性・透明性を確保し、事業の効果的な推進を図るため、評議・提言する機関として、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、一般消費者、貨物運送事業者、労働組合関係者及び千葉運輸支局で組織する適正化事業評議委員会（年2回）を開催する。

(6) 適正化事業運営委員会の開催

行政機関を含めた運営委員会を開催し、事業計画の策定や巡回指導等の活動の内容について、意見・提言・改善等を審議し、適正化事業の円滑な推進を図る。

(7) 適正・円滑な苦情処理

一般消費者・荷主企業、運送事業者等からの苦情や違反行為等の通報に対し、適正に処理するとともに、事案の内容によっては運輸支局と連携し円滑な苦情処理に努める。

(8) 行政機関との連携強化

運輸支局と毎月開催する連絡会において、巡回指導の問題点・課題等について意見交換を行い、指導内容の充実・向上を図る。

(9) DE 評価事業者ランクアップの推進

フォローアップ講習会を実施したことにより、巡回評価結果が悪い事業者（DE 事業者）は順次減少傾向にあるものの、すべての事業者が改善が図られている状況には至っていない。集団で行うフォローアップ講習会での指導も事業者個々の事情に見合っていないことが見受けられることから、特に評価が悪く、改善が進まない事業者を選定し、巡回による関係帳票類の整理等を中心とする改善指導を図り、DE 評価事業者のランクアップを推進する。

(10) 未加入事業者の加入促進

未加入事業者に対し、法令遵守意識の向上や関係法令の情報提供等を行う必要があることから、巡回指導等を通じて加入促進に努める。

7. 各部会活動

(1) 青年部会

- ①物流環境の変化に対応した企業経営の近代化・合理化に関する研修会の開催及び参加
- ②部会員の研鑽に資するための諸施設の見学・視察会の開催、実施
- ③地域社会への貢献活動及びトラック運送事業の広報活動の実施
- ④次世代の経営者育成を目的とした研修会の実施
- ⑤情報化時代に対応した研修会への開催及び参加
- ⑥部会活動の基盤確立のため新入会員の加入促進と組織の整備
- ⑦会員相互のネットワーク構築及び親睦を図る為の諸行事の実施
- ⑧各地域及び各県ト協青年部会との交流及び親睦を図るための研修会、交流会の開催・参加
- ⑨その他当部会の目的達成に必要な事業

(2) 重量鉄鋼部会

- ①重量品並びに鉄鋼品の輸送に関するコンプライアンスの徹底
- ②重量品並びに鉄鋼品の輸送に関する関係法令等の周知及び研修会の開催及び参加
- ③重量品並びに鉄鋼品の輸送に関し、関係機関との意見交換、連絡調整に関する会議及び見学会の開催及び参加
- ④交通事故防止のための講習会の開催及び参加
- ⑤輸送効率化のための説明会、講習会の開催及び参加
- ⑥特殊車両通行許可オンライン申請等の紹介
- ⑦安全性優良事業所（G マーク）の認定取得の推進

(3) 海上コンテナ部会

- ①海上コンテナ輸送に関するコンプライアンスの徹底
- ②海上コンテナ輸送に関する関係法令等の周知及び研修会の開催及び参加
- ③海上コンテナ輸送に関し、関係機関との意見交換、連絡調整に関する会議及び見学会の開催及び参加
- ④交通事故防止のための講習会の開催及び参加
- ⑤輸送効率化のための説明会、講習会の開催及び参加

(4) 女子部会の設立

女子部会を設立し、女性労働力活用等に向けた具体的部会活動を行う。

- ①新規部会員の加入促進
- ②各地域及び各県ト協女性部会との交流及び親睦を図るための研修会、交流会の参加
- ③部会員の研鑽に資するための研修会の開催
- ④「トラックの日」事業への積極的な参加

Ⅲ 総 務 事 項

1. 会 議

- (1) 通常総会 平成28年6月9日（木）勝浦ホテル三日月
- (2) 理事会 通常理事会は年6回開催する。
臨時理事会は必要により開催する。
- (3) 正副会長会議 必要により開催する。
- (4) 支部長会議 必要により開催する。
- (5) 千葉県トラック協会災害対策本部 大規模災害発生時、県災対本部と連動し設置
- (6) 委員会 ① 総務企画委員会
 ② 財務・交付金運営委員会
 ③ 事故防止対策委員会
 ④ 環境対策委員会
 ⑤ 広報委員会
 ⑥ 適正化事業運営委員会
- (7) 部 ① 青年部会
 ② 重量鉄鋼部会
 ③ 海上コンテナ部会
 ④ 女子部会
- (8) 支部事務局長会議 必要により開催する。

2. 賀詞交歓会 平成29年1月に開催する。

3. 千葉県トラック協会長表彰

通常総会において、会員及び会員事業者の従業員の成績優秀な者を表彰する。

